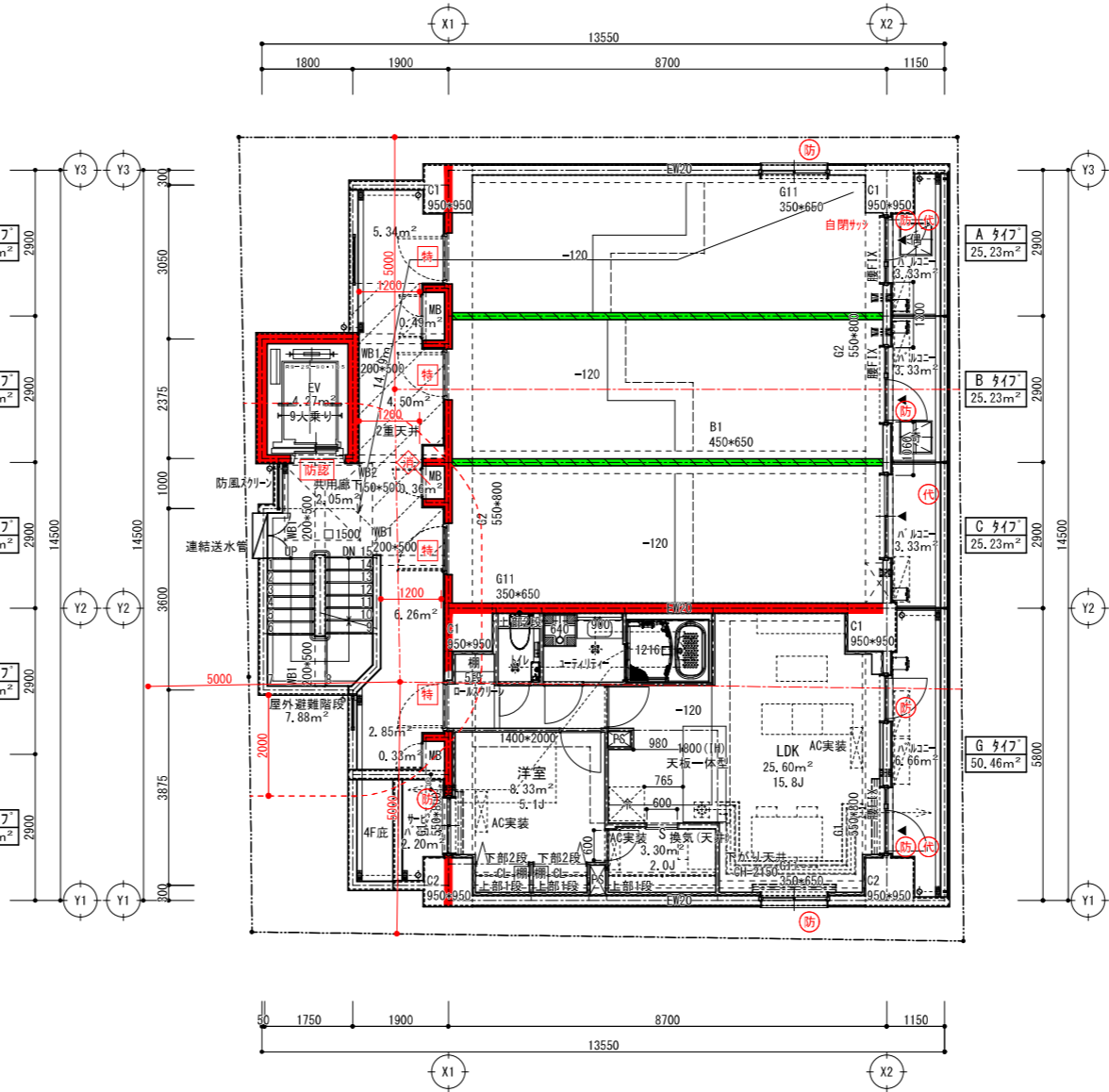


2階～4階平面図



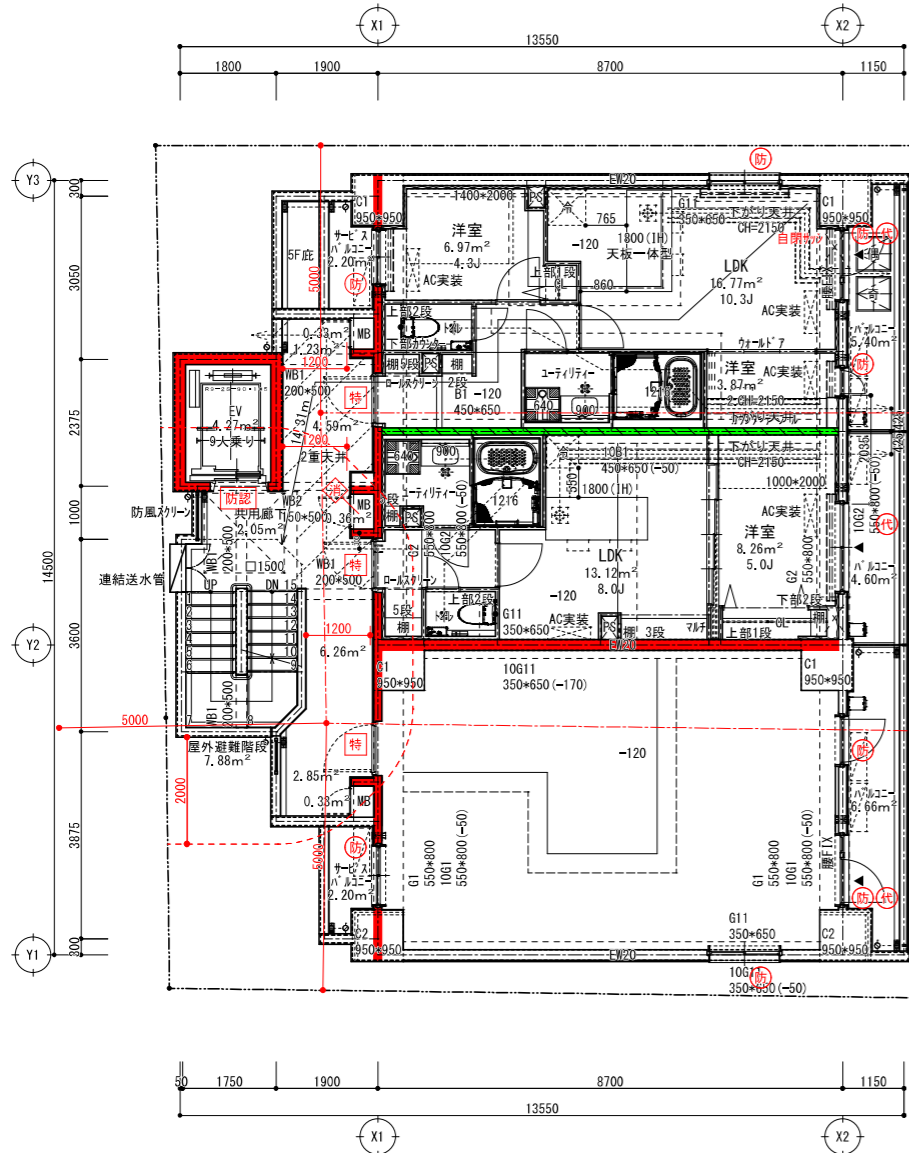
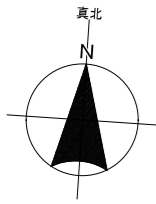
5階平面図

- ***凡例***
- 特** 常時閉鎖式特定防火設備「連煙・常時閉鎖式」連煙性能：令112条第13項二号に適合
 - 防** 防火設備「連煙・常時閉鎖式」連煙性能：令112条第18項二号に適合
 - 防** 防火設備（法第9号2の口による）*アルミサッシ
全て延焼の恐れのある部分
 - 防認** 防火認定品：連煙性能付集塵戸（EV）※常時閉鎖式
連煙性能認定番号CAS-0220
 - 外壁：RC造t=200（告示1399号1-I-I）
 - 境界：乾式耐火遮音壁（告示1399号1-I-I）及び法30条（告示1827号）令114条1項に適合（1Fは東京都建築安全条例第8条による区画含む）
 - 外壁：RC造t=200（告示1399号1-I-I）
 - 共用階段とその他 堅穴区画 令112条10項及び15項に適合
 - 外壁：RC造t=200（告示1399号1-I-I）
直通階段からの避難経路 都条例8条区画
 - 特** 非常用出入口に替る窓：共同住宅の特例適用（3階～）
（引窓：幅750mm、高1200mm以上）
*開口部のガラスは、引窓または開き戸とする。
*角住戸間の水平・垂直方向の離れ：900mm以上。
*住戸内装：令129条1項適用。
（共同住宅200㎡以下、その他は100㎡以内に区画する）
*居間・食堂・台所の内装（壁・天井）石膏ボード（F）12.5下地ビニール貼 区分2-4 0M-9407
 - 特** 避難ルート
排煙検討 住戸：令126条の2第1項一号適用
非常用照明 電池内蔵型
 - 東京都安全条例第74条 耐火構造等を貫通する建築設備
耐火構造とする床または壁（外壁を除く。）を管又は風道が貫通する場合は、当該管と壁が貫通する床又は壁との隙間をモルタル等の不燃材で埋め、近接する部分に防火設備（防火ダンパー）を設ける。
 - 消** 消火器位置を示す。
*電気コンロ（全住戸共通）廻りは、消防上の指定する有効な不燃材とする。
*厨房換気ダクトは亜鉛鍍板スパイラルダクトとし、ロックウールt=50巻とする。
*共用出入口の避難時の解除方法：手動
*消火器は粉末式（偶数階）と液体式（奇数階）を交互に設置する。
廊下有効幅 750以上
階段有効幅 750以上
階段蹴上(R) 220以下
階段踏面(T) 210以上
壁付手摺：H=750、出幅100以下
 - 共用階段とその他 堅穴区画
排煙検討 階段：令126条の2 第1項三号適用
共同住宅：令126条の2 第1項一号適用
 - 建設** 建設告示1436号適用
バルコニー各住戸間の隔壁は破壊可能
PS内の電気設備及び、ガス設備が共存する場合は、防爆処理を施すこと。

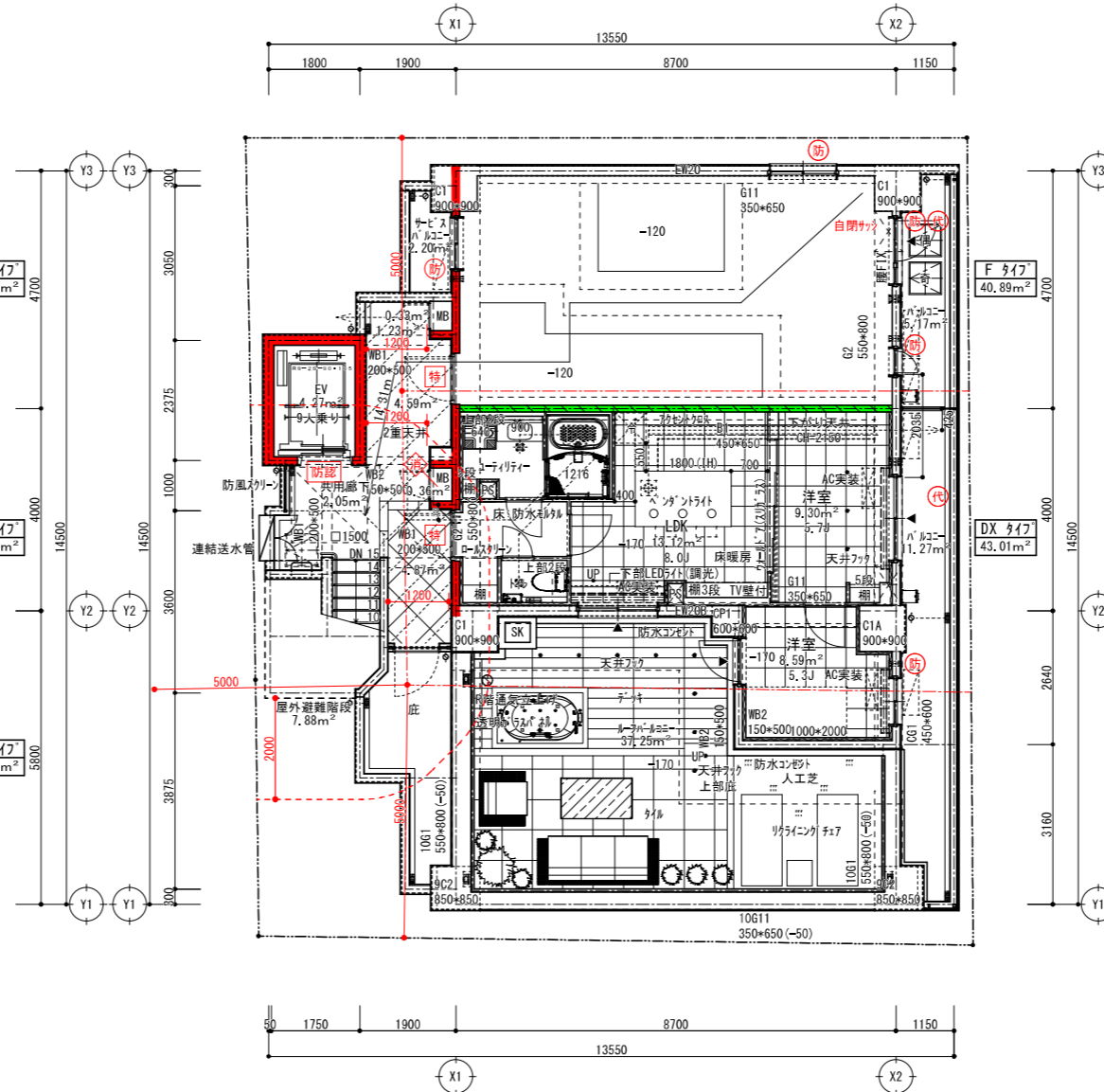
有窓階・無窓階の判定 ※ガラス：網入りガラス t=6.8mm

階	室名	開口面積計算	開口面積合計	床面積	必要開口面積 床面積/3.0	判定
2-4階	住宅	0.875×1.85×4 = 6.47	7.97	144.60	4.82	有窓
		0.812×1.85×1 = 1.50				
5階	住宅	0.875×1.85×3 = 4.35	6.76	144.43	4.81	有窓
		0.812×1.85×1 = 1.50				
		0.875×1.05×1 = 0.91				

- 墨田区集合住宅条例（抜粋）
- ・玄関の出入口から居室までに至る経路（廊下）は有効800mm以上とする
 - ・玄関・廊下・便所及び浴室に手すりを設置し、又は、設置可能な構造にする
 - ・各住戸の専有面積については、PS・MBを除いている



6階～9階平面図



10階平面図

- ***凡例***
- 特** 常時閉鎖式特定防火設備「連煙・常時閉鎖式」連煙性能：令112条第13項二号に適合
 - 防** 防火設備「連煙・常時閉鎖式」連煙性能：令112条第18項二号に適合
 - 防** 防火設備（法第9号2のロによる） *アルミサッシ
全て延焼の恐れのある部分
 - 防認** 防火認定品：連煙性能付集塵戸 (EV) ※常時閉鎖式
連煙性能認定番号CAS-0220
 - 外壁：RC造t=200（告示1399号1-1-1）
 - 境界：乾式耐火遮音壁（告示1399号1-1-1）及び法30条（告示1827号）令114条1項に適合
（1Fは東京都建築安全条例第8条による区分含む）
 - 外壁：RC造t=200（告示1399号1-1-1）
 - 共用階段とその他 堅穴区画 令112条10項及び15項に適合
 - 外壁：RC造t=200（告示1399号1-1-1）
 - 直通階段からの避難経路 都条例8条区分
 - 代** 非常用進入口に替る窓：共同住宅の特例適用（3階～）
（引違窓：幅750mm、高1200mm以上）
*開口部のガラスは、引違窓または開き戸とする。
*角住戸間の水平・垂直方向の離れ：900mm以上。
*住戸内装：令129条1項適用。
（共同住宅200㎡以下、その他は100㎡以内に区分する）
*居間・食堂・台所の内装
（壁・天井）石膏ボード (F) 12.5下地ビニル貼 区分2-4 0M-9407
 - 防** 避難ルック
排煙検討 住戸：令126条の2第1項一号適用
非常用照明 電池内蔵型
 - 東京都安全条例第74条 耐火構造等を貫通する建築設備
耐火構造とする床または壁（外壁を除く。）を管又は風道が貫通する場合は、
当該管と壁が貫通する床又は壁との隙間をモルタル等の不燃材で埋め、近接する部分
に防火設備（防火ダンパー）を設ける。
 - 消** 消火器位置を示す。
*電気コンロ（全住戸共通）廻りは、消防上の指定する有効な不燃材とする。
*厨房換気ダクトは亜鉛鍍板スパイラルダクトとし、ロックウールt=50巻とする。
*共用出入口の避難時の解除方法：手動
*消火器は粉末式（偶数階）と液体式（奇数階）を交互に設置する。
廊下有効幅 750以上
階段有効幅 750以上
階段蹴上 (R) 220以下
階段踏面 (T) 210以上
壁付手摺：H=750、出幅100以下
 - 共用階段とその他 堅穴区画
排煙検討 階段：令126条の2 第1項三号適用
共同住宅：令126条の2 第1項一号適用
 - 建設省告示1436号適用**
バルコニー各住戸間の隔壁は破壊可能
PS内の電気設備及び、ガス設備が共存する場合は、防爆処理を施すこと。

有窓階・無窓階の判定 ※ガラス：網入りガラス t=6.8mm

階	室名	開口面積計算	開口面積合計	床面積	必要開口面積 床面積/3.0	判定
6-9階	住宅	0.875×1.85×2 = 3.23	6.13	144.31	4.81	有窓
		0.475×1.05×1 = 0.49				
		0.812×1.85×1 = 1.50				
		0.875×1.05×1 = 0.91				
10階	住宅	0.875×1.85×1 = 1.61	4.05	100.32	3.34	有窓
		0.475×1.05×1 = 0.49				
		0.812×1.85×1 = 1.50				
		0.437×1.05×1 = 0.45				

- 墨田区集合住宅条例（抜粋）
- ・玄関の出入り口から居室までに至る経路（廊下）は有効800mm以上とする
 - ・玄関・廊下・便所及び浴室に手すりを設置し、又は、設置可能な構造にする
 - ・各住戸の専有面積については、PS-MBを除いている